

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市民会館条例第 13 条		
担 当 課	文化交流課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>1 条例第 13 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 13 条第 4 号に該当する場合の取消し基準について</p> <p>(1) 条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する事態が発生した場合で、社会一般常識に照らし利用を中断させる必要が生じていると判断される場合に、必要な範囲内において取消しを行う。</p> <p>(2) 条例第 7 条第 3 号に規定する「組織」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が規定する暴力団等をいい、暴力団、指定暴力団又は指定暴力団等の利益となり、又はそのおそれがあると認められる場合は、利用の許可を取り消す。</p> <p>(3) 市民会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において取消しを行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	文化交流課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 17 年 9 月 30 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>1 条例第 11 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 4 号に該当する場合の取消し基準について</p> <p>(1) 条例第 6 条第 1 号又は第 2 号に該当する事態が発生した場合で、社会一般常識に照らし利用を中断させる必要が生じていると判断される場合に、必要な範囲内において取消しを行う。</p> <p>(2) 交流館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において取消しを行う。</p>			

企画 3 - 3

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例第 7 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 9 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 国際交流プラザの使用の許可の取消し等は、条例第 7 条各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 5 条第 5 号の規定に該当することにより、条例第 7 条第 3 号に該当する場合は、国際交流プラザの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。			

企画 3 - 4

不利益処分の内容	出場命令		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日		
処 分 基 準 条例第 10 条第 1 項各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合で、具体的には以下の行為をいう。 1 他の自動車の駐車を妨げる行為 2 駐車場の構造若しくは設備を汚し、又はき損する行為 3 駐車場の管理に支障を及ぼす行為 なお、「管理に支障を及ぼす行為」とは、次のような場合をいう。 (1) 施設の整備等で駐車車両が支障となる場合 (2) 利用期間が過ぎても駐車されている場合や、長期間にわたり放置されている状況と確認された場合			

不利益処分の内容	許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 17 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>交流広場の許可の取消し等は、条例第 17 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第 17 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 第 17 条第 3 号又は第 5 号に該当する場合は、交流広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。 			

不利益処分の内容	行為の禁止等		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 18 条第 1 項		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>交流広場における行為の中止等は、条例第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第 18 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 第 18 条第 1 項第 9 号に該当する場合は、交流広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。 			

企画 3 - 7

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 18 条第 2 項		
担 当 課	文化交流課	処分権者	指定管理者
設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 18 条第 2 項に規定する行為の中止、退去等の命令は、同条第 1 項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがある場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>他の使用者の使用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなお指示に従わない場合又は施設及び使用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。</p>			

企画 3 - 8

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 2 1 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市 長
設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 10 条第 2 項の出場命令に従わなかった者に対する過料の賦課は、個別具体的に同条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった経緯、故意又は悪意の程度、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行う。</p>			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例第 2 2 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市長
設 定 日	令和 8 年 3 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 22 条第 1 項及び第 2 項の使用料を免れた者に対する過料の賦課は、具体的には、次の事項を総合的に判断して必要な範囲内において行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 故意又は悪意の有無及びその程度 2 徴収を免れた期間又は使用料の額 3 反省の有無 			